第四条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 | 規則番号 | ドイツ連邦共和国 | フィラデルフィア | ウクライナ | オランダ王国 | スペイン王国 | ハンガリー | チェコ共和国 | スペイン王国 | セルビア共和国 | ブラジル連邦共和国及び北アイルランド連合王国 | オーストリア共和国 | ルクセンブルク大公国 | スイス連邦 | ノルウェー王国 | フィンランド共和国 | デンマーク王国 | ポルトガル共和国 | ポーランド共和国 | ロシア連邦 | ギリシャ共和国 | アイルランド | ルーマニア | スロベニア共和国 | スロバキア共和国 | スペイン王国 | モロッコ王国 | ボツワナ共和国 | トルコ共和国 | リトアニア共和国 | カタール国 | ブルガリア共和国 | ラトビア共和国 | オーストラリア連邦 | 欧州連合 | 北アイルランド | ウクライナ | 南アフリカ共和国 | ニュージーランド | キプロス共和国 | マルタ共和国 | マレーシア | タイ王国 | アイスランド共和国 | アイルランド共和国 | モンテネグロ | サンマリノ共和国 | チュニジア | ジョージア | ナイジェリア連邦共和国 | パラグアイ共和国 | ウガンダ共和国 | ガイアナ共和国 | ベネズエラ・ボリバル共和国 | キルギス共和国 |
|---|---|---